

令和5年度における特定調達品目調達実績 調査実施要領（請負者用）

1. 調査の目的

この調査は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）第8条に基づき公共工事に関する環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめるための基礎資料を得ることを目的として実施するものである。

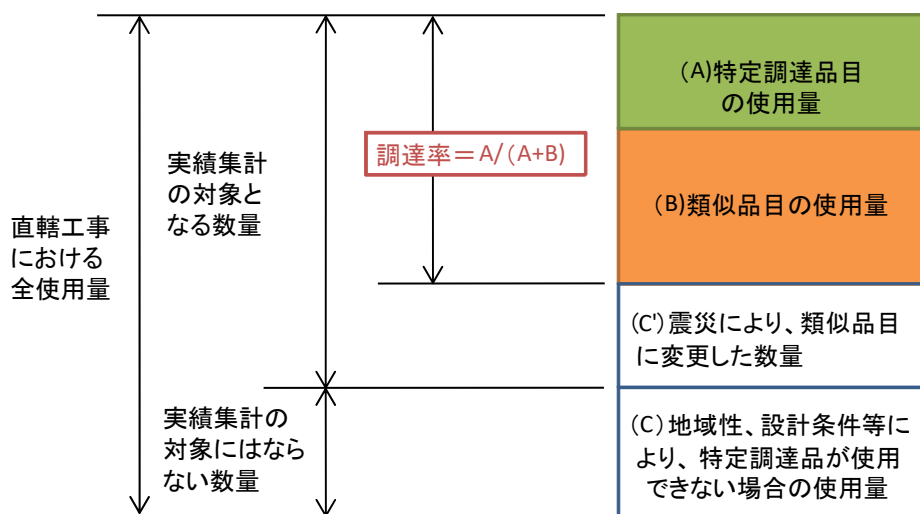
2. 調査対象

国土交通省発注工事のうち、令和5年度に契約した工事。（令和4年度以前に契約した工事などは、対象外。）

また、下記の区分イメージ図を参照し、実績集計の対象となる数量【(A) 特定調達品目の使用量及び (B) 類似品目の使用量、(C') 震災により類似品目に変更した使用量】を集計する。なお、東日本大震災の影響により特定調達品目の使用が困難となり、調達品目から類似品に変更した場合は、その数量および理由を様式Bに記載すること。（理由については、様式Bの⑮備考欄に記載すること。）

ここで、震災の影響により特定調達品目の使用が困難となったものとして、次のような事例が想定される。

- ・製造工場の被災や流通経路の遮断等で調達できなかった
- ・緊急の復旧工事のため、調達できなかった



区分イメージ図

3. 調査の担当及び調査表の提出

(1) 調査の担当

調査は、監督職員が担当する。

(2) 調査票の構成

調査票は、様式-A 及び様式-B から構成される。記入は、様式-B のみに行うこと。

(様式-A は、様式-B から自動生成されるので、記入は行わない。)

(3) 調査票の提出

調査票(様式-A 及び様式-B)は、工事完了後(工期が令和 6 年度に及ぶものは、監督職員の指示する日まで)に、監督職員に電子データにより提出することとする。(1 件工事毎)

4. 注意事項

調査表は電子化されている。記入(入力)及び提出にあたっては以下を参照すること。

また、記入(入力)にあたっては、別紙 調達実績取りまとめ表の注意点(例年ミスの多い事例について)についても確認すること。

- 1) 工事 1 件ごとに、1 様式を使用するものとする。
- 2) 英数は半角、カタカナは全角を用いることとする。
- 3) ①整備局名：事務所が所属する、整備局名を記入する。
- 4) ②事務所名：発注者の事務所名を記入する。
- 5) ③会社名：受注者名を記入する。
- 6) ④調査票記入者名を記入する。
- 7) ⑥事業区分：河川事業、海岸事業、砂防事業、ダム事業、道路事業、公園事業、港湾事業、空港事業、その他事業の別を記入する。
- 8) ⑦工事名：請負契約書に記載されている工事名称を記入する。
- 9) ⑪コード、⑬単位：入力を行わない。
- 10) 特定調達品目とは、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた判断の基準を満足する資材等である。
- 11) 類似品目とは、「特定調達品目と類似品目の考え方」(【別添 1】「特定調達品目と類似品目の考え方」参照)に示されるように、特定調達品目と同様の使用目的を持つ品目をいう。したがって、以下のような場合は類似品目とは見なされないため、数量は計上しないこととする。

【類似品目とみなされないケース】

- 必要とされる強度や耐久性、機能面から特定調達品目が使用できない場合。
 (例①；道路の緊急補修工事など早期強度が要求される工事において「超速硬セメント」を使用しなければならないため、特定調達品目「高炉セメント」が使用できない場合)
 (例②；のり養殖場近辺など環境上特に憂慮すべき場所のため、特定調達品目「地盤改良用製鋼スラグ」の使用が困難で、「天然砂」を使用した場合)
 (例③；冬季施工などの施工条件のため、特定調達品目「フライアッシュを用いた吹付けコンクリート」の使用が困難で、「通常の吹付けコンクリート」を使用した場合)
- 当該地域で特定調達品目が供給されていない場合。
 (例；特定調達品目「フェロニッケルスラグ骨材」の供給が困難な沖縄県において「天然砂等」を使用した場合)

- 12) 数量については、設計数量を入力するものとする。その際、工期が令和6年度以降に及ぶものについては、令和6年度以降の見込みを含めて入力するものとする。設計数量の無いものについては、実績数量を入力するものとする。
- 13) コンクリート用骨材及びセメントに係る品目（エコセメントは除く）の集計においては、その二次製品であるコンクリート製品は、当面の間実績集計の対象としない。
- 14) アスファルト混合物の数量は、面積(m²)×厚さ(m)×締固め後密度(t/m³)により下表を参考に輸入するが、特別な場合については別途考慮する。

アスファルト混合物の締固め後密度 (t/m³)

	車道・路肩	歩道	アスカーブ
粗粒度及び密粒度アスコン	2.35	2.20	—
細粒度アスコン	2.30	2.15	2.10
開粒度アスコン	1.94	—	—
瀝青安定処理路盤材	2.35	—	—
排水性アスコン	2.00	—	—

- 15) 間伐材は、従来の木材に替えて使用したもののみを対象とする。
- 16) 間伐材の数量は、断面積(m²)×長さ(m)により入力するが、断面積を求める際の径は末口により算出する。
- 17) 建設機械は、機種数(台数ではない)及び工事数を排出ガス対策型、低騒音型のそれぞれ

の観点からそれぞれ別々に入力する（各工事において、「機種数」「工事数」の両方を必ず記入すること）。機種数については、実際に現場で使用した数量を入力することとする。同一の1機種のうち、1台でも類似品目を使用されている場合は、類似品目として機種数を入力する。工事数については、その現場で1機種でも類似品目を使用されていた場合は、類似品目として1工事と入力する（類似品目の定義は上記4.(11)参照。）。なお、低騒音型建設機械については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」で定められている特定調達品目における工事のみを対象とする。

- 18) 路上表層再生工法、路上再生路盤工法、伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法、排水性舗装、透水性舗装、屋上緑化については、工事数及び **m²** の両方で計上する。
- 19) 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管については、基本的に数量を **m** で計上することとするが、詳細な数量が不明な場合は、工事数で計上してもかまわない。なお、その際、重複計上とならないよう注意すること。
- 20) 東日本大震災の影響により特定調達品目の使用が困難となり、調達品目から類似品に変更した場合は、様式 **B** の⑮備考欄にその理由を記載すること。

調達実績取りまとめ表の注意点（例年ミスの多い事例について）

①類似品等について

- ・類似品等には、特定調達品目が使用可能な工事のうち、特定調達品目の判断基準を満足しない資機材、及び使用目的において当該特定調達品目の代替品となり得る資機材の使用量を記載する。

使用目的や使用条件が異なり、単純に代替品となり得ない場合は、数量は計上しない。

（【別添１】「特定調達品目と類似品等の考え方」参照）

- ・また、当該地域で特定調達品目が供給されていない場合も、数量は計上しない。

②使用量の把握が困難な場合

- ・調達割合は、特定調達品目の使用量／（特定調達品目の使用量＋類似品等の使用量）とする。
- ・特定調達品目及び類似品等の使用量の把握が困難な場合は、当該品目に係る工事金額を単価で割り戻して算出してもよい。

<例年ミスの多い事例について>

- ①数量と工事数を併記する場合、両者の関係に不整合はないか確認する。

（例）数量が入力されているにもかかわらず、工事数が 0 になっていないか？

- ②単位の取り違いがないか確認する。

（例）m2 で入力しなければならない項目に m3 の数量を入力していないか？